

証券コード 148A
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目1番1号
新青山ビル西館5階
株式会社ハッチ・ワーク
代表取締役社長 増田 知平

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後記(3頁)の【議決権行使についてのご案内】に従って2026年3月26日(木曜日)午後6時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://hatchwork.co.jp/hw_ir/meeting



上記ウェブサイトへアクセスして、「株主総会関連資料」欄をご確認ください。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
東証上場会社情報サービス



東証ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「ハッチ・ワーク」又はコード「148A」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午後2時
2. 場 所 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号 八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り501
3. 目的事項
報告事項 第26期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（4頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までにご行使ください。

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りしております議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午後1時を予定しており、それ以前の入場はできませんのでご承知おきください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年3月27日（金曜日）  
午後2時00分

## ■ 株主総会にご出席されない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後6時00分必着



### インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後6時00分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

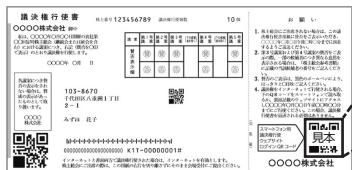


# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

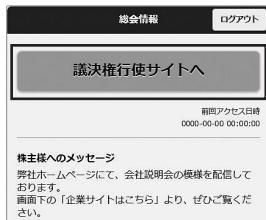
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



←「議決権行使サイトへ」をタップ

## 「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）  
フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



←「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



←「議決権行使コード」を入力

←「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



←「初期パスワード」を入力

←実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

←「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

# 事前質問受付についてのご案内

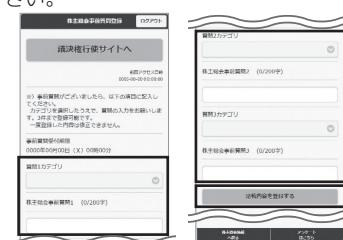
株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。

株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただく予定です。

## ■受付方法

### 1. スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。
- 3 「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

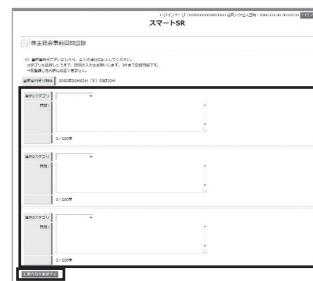
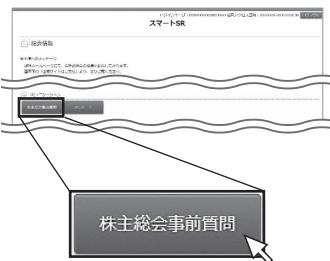
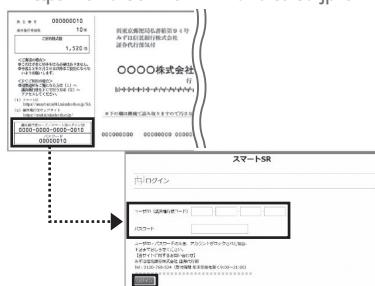


※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 2. PC等で入力する場合

- 1 以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。
- 2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。
- 3 「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

「スマートSR」URL  
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



## ご留意事項

- ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

## 受付期間

2026年3月20日（金曜日）午後6時まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第28条(条文省略)<br>第5章 監査役及び監査役会<br>第29条(条文省略)<br>(監査役の選任方法)<br>第30条(条文省略)<br>2.(条文省略)<br>(新設)<br>(新設)<br>(監査役の任期)<br>第31条(条文省略)<br>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br>第32条～第43条(条文省略) | 第1条～第28条(現行どおり)<br>第5章 監査役及び監査役会<br>第29条(現行どおり)<br>(監査役の選任方法)<br>第30条(現行どおり)<br>2.(現行どおり)<br>3. <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u><br>(監査役の任期)<br>第31条(現行どおり)<br>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u><br>第32条～第43条(現行どおり) |

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 当社における地位 |
|-------|----------|
| 藤井 尋教 | 内部監査室長   |



新任

ふじ い ひろ のり  
**藤井 尋教** (1974年10月11日生)

所有する当社の株式の数  
0 株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 2004年2月 (株)ブロードティーヴィー 入社
- 2005年9月 (株)サーミラーズ 入社
- 2006年7月 (株)GRSホールディングス 入社
- 2010年9月 (株)FAEC (現 (株)fivemanarmy) 入社
- 2013年5月 ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス(株) (現 ポールトゥウィンホールディングス(株)) 入社
- 2017年5月 (株)ジオコード 入社
- 2022年6月 当社内部監査室長就任(現任)

<補欠監査役候補者とした理由>

藤井尋教氏を補欠監査役候補者とした理由は、同氏が公認内部監査人としての経験と知見を有し、当社内部監査室長としてガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスを強化し、内部統制の整備・運用に貢献してきた実績を有していることから、当社監査役として十分にその職責を果たすことが期待できると判断したためであります。

<重要な兼職の状況>  
なし

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者が監査役に就任した場合、候補者と当社は、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
  3. 候補者が監査役に就任した場合、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、候補者と当社との間で締結する予定であります。なお、当該補償契約では、役員職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
  4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調となる一方で、物価上昇やエネルギーコストの高止まり、米国政策や金融市場動向への警戒感などにより、経済の先行きについては不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は「CREATE FUTURE BASE」を企業理念として、月極駐車場オンライン管理支援サービスである「アットパーキングクラウド」に係るAPクラウドサービスを中心とする月極イノベーション事業、貸会議室の運営に係る会議室サービスを中心とするビルディングイノベーション事業の拡大に努めた結果、当事業年度の売上高は2,759,255千円(前年度比16.5%増)となりました。

営業概況としましては、APクラウドサービスにおける積極的な営業活動により契約社数は引き続き拡大しており、当該サービスに係るAPクラウド登録台数も大幅に増加しました。それらにともない、管理会社から收受するシステム利用料、駐車場利用者から收受する決済手数料・初回保証料・月額保証料等が増加しました。また、貸会議室・シェアオフィスの両サービスともに売上高は堅調に推移し、営業利益は242,093千円(前期比32.1%増)、経常利益は260,423千円(前期比67.9%増)、当期純利益は246,937千円(前期比88.6%増)となりました。

事業別の状況は以下のとおりであります。

#### (月極イノベーション事業)

当事業においては、月極駐車場サブリースサービス、月極駐車場マッチングサービスを含むAPソリューションサービスが堅調に推移している他、主力事業である「アットパーキングクラウド」が引き続き拡大しており、全国において扱う駐車場数が大きく拡大し集客数が増加することでさらに評価が上がり、「アットパーキングクラウド」の導入が進むという競争優位のスパイラルが続いています。月極駐車場検索ポータルサイト「アットパーキング」においても、不動産業界最大団体ハトマークグループのハトマーク支援機構との業務提携を背景にした営業活動により、認知度向上や物件掲載エリアの全国拡大が進み、「アットパーキング」の顧客である不動産管理会社等の集客力向上に

つながりました。また、当社の強みである空き埋まりのリアルタイム情報を活用し、地方自治体と連携した「災害ステーション」を拡大する取り組みを推進するため、営業人員の強化、当社管理システムへの登録推進や管理会社との関係強化、サービス内容の拡充などに社内資産を適切に配分することで、新規顧客（導入先）の獲得とサービスレベルの向上の両立を進めました。

その結果、当事業年度における売上高は大幅に増加し1,760,423千円（前期比25.2%増）、セグメント利益は512,363千円（前期比39.7%増）となりました。

#### （ビルディングイノベーション事業）

当事業においては、貸会議室・シェアオフィスの両サービスともに売上高は堅調に推移しており、2025年10月1日に五反田で貸会議室を新規出店した他、南青山及び新橋の新規貸会議室出店に向けた活動も実施した結果、当事業年度における売上高は989,136千円（前期比3.4%増）、セグメント利益は216,016千円（前期比17.4%減）となりました。

#### （その他事業）

当事業は2025年12月期から別セグメントとしております。主として月極イノベーション事業に関連するシステムの受託開発を集計しており、当事業年度における売上高は9,695千円、セグメント利益は4,873千円となりました。

### （2）設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は28,759千円であり、その主な内容はビルディングイノベーション事業における貸会議室の新規出店に係る内装工事及び什器備品の取得によるものであります。

### （3）資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関からの短期借入金（当座借越契約に基づく借入を含む）及び長期借入金により331,982千円の調達を行いました。

また、運転資金の機動的な確保を目的として、新たに金融機関1行と総額250,000千円のコミットメントライン契約を締結しました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ・月極イノベーション事業における事業上の課題

当社は、「アットパーキング」においては掲載物件の拡大、情報精度及び認知度の向上に努めてまいります。また、「アットパーキングクラウド」においては、サービス浸透及び営業体制の強化を通じて、月極駐車場の契約利便性向上と関連サービスの拡充に取り組んでまいります。

当社はこれら月極イノベーション事業の拡大により月極駐車場の従来の貸し方、借り方の概念を根本から変え、ホテル予約と同じようにオンラインで契約手続きが完結できる仕組みを提供し、「アットパーキングクラウド」の拡大により月極駐車場の空き埋まりに関するリアルタイム情報を効率的に収集し活かすことで、自動車関連業界との連携を進め同分野においても有益なサービスを構築してまいります。

具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

##### a. 駐車場利用者の利便性向上

「アットパーキング」により希望条件に応じた月極駐車場を手間なく検索でき、「アットパーキングクラウド」導入駐車場では、オンライン上で空き情報の確認・契約手続・決済までを完結できます。さらに契約中は、マイページから契約情報の閲覧や更新、解約が可能です。視認性・操作性向上やカスタマーサービスの拡充により、サービス品質の向上と導入駐車場の拡大に努めてまいります。

##### b. 管理業務の省力化及び収益性の向上

月極駐車場の管理業務は、管理会社にとっては煩雑な割に収益性の低い業務とも言えるため、「アットパーキングクラウド」の導入により、契約・解約を含む駐車場管理業務の省力化が可能となります。また、当社による決済代行及び滞納保証により、再請求の手間や未回収リスクの軽減が図られます。さらに、「アットパーキング」との連動により満空情報をリアルタイムに提供し、解約区画の再募集を迅速化することで稼働率向上にも寄与します。満車時に空き待ち予約登録ができる「アキマチ」という機能も付帯していることから、解約から次の契約までの期間が短縮化されることで稼働率が上がる仕組みとなっております。また、管理会社の導入後に必要不可欠なサービスとなるかが継続的な拡大のポイントであると考えており、導入ハードルを下げるためにサービス導入時点ですでに利用中の方からは保証料は収受せず利用者入れ替わりから課金をいたします。これらの取り組みにより駐車場管理の手間が減り、管理会社自身が新しい駐車場を開発する動機となりさらに管理会社の収益の向上に繋がると考えております。今後も管理画面の改善や新たなニーズへの対応を通じて、管理会社の利便性と収益性の向上に努めてまいります。

##### c. マーケティング及び営業力の強化

当社の事業は、管理会社との新規契約獲得を起点として、「アットパーキングクラウド」

における「APクラウド登録台数」、「決済代行台数」、「滞納保証台数」といった将来のストック収益を生み出すKPIが積み上がる構造となっております。このため、新規商談数や新規契約社数（導入社数）が計画を下回った場合には、当社の中長期的な成長性及び収益基盤の拡大に影響を及ぼす可能性があることから、マーケティング及び営業力の強化を優先的に対処すべき課題として認識しております。一方で、当社の営業活動は、一定の人的リソースやマーケティング投資を前提とする側面があり、営業力の強化に向けた取り組みを進める過程においては、短期的には人件費や外注費、システム関連費用等の増加により、利益水準に影響を与える可能性があります。この点を踏まえ、当社では短期的な利益水準の維持を優先するのではなく、中長期的な事業成長及び収益性向上を見据えた営業基盤の強化を重視する方針としております。

当社では、これらのKPIをデータに基づいて的確に把握・管理するため、「APクラウド登録台数」、「決済代行台数」、「滞納保証台数」に加え、予算策定の前提となる新規商談数、新規契約社数等を主要な管理指標としております。また、「アットパーキング」においては、顧客への提案数・契約数（マッチング数）・成約率をKPIとして設定しております。マーケティングの面では、住宅系ポータルサイトやハトマーク支援機構をはじめとする各種不動産関連協会の会員名簿、展示会等のイベント出展等を通じて収集したターゲットリストを基に、各社が管理する駐車場管理台数やエリア等の属性により絞り込みを行い、ターゲット設定、優先順位付け、アポイント取得方法、担当者の明確化を進めております。加えて、生成AIやAIエージェントの活用を推進することで、リード創出から商談化に至るまでのプロセスを効率化し、新規契約獲得における生産性の向上を図っております。これらの数値や関連情報については、チーム別・担当者別に月次で集計し、計画との差異及びその発生原因を分析した上で、改善指導や改善施策の立案・実施を行っております。さらに、一人ひとりの担当者が当社のマーケティング・営業方針及びデータ（KPI）に基づいて自律的に行動できる体制の構築を進めるとともに、営業手法や提案内容、社内・社外のリソース配分についても、事業環境の変化に応じて随時見直しております。

なお、2026年12月期においては、営業力の強化及び生成AIやAIエージェント等を活用した営業プロセスの高度化に向けた投資を実施する予定であります。

#### d. オペレーションスキルの向上及び業務フローの効率化

当社の事業は取扱件数の増加に伴いオペレーション業務も増加するため、業務品質を維持しつつ業務フローの効率化を進めることが重要であると認識しております。

特に、短期的なコスト抑制を優先し、必要な業務改善投資や人材育成を先送りした場合には、将来的に業務効率の低下や品質劣化を招き、結果として中長期的な収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。当社ではこのような事態を回避するため、一定の投資を行い業務基盤の高度化を計画的に進める方針としております。

## ・ビルディングイノベーション事業における事業上の課題

貸会議室、シェアオフィス等の各サービスについては、災害等の外的要因や空室率・賃料相場等の不動産市況の影響を強く受けることから、不動産市況や競合企業の出店状況に応じ随時新規出店を進める方針です。昨今は建築費や人件費の高騰から、特に築年数の古いビルでは建て替えやリニューアルが困難な状況が多く発生しており、既存の運営物件においては、顧客ニーズの取り込みによる収益力の強化、ノウハウの蓄積を行いながら、社会の新しい働き方に対応する新たなサービス開発を進めてまいります。具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

### a. 効率的な出退店戦略の実施

不採算店舗（貸会議室）が発生した場合の退店判断、及び売上高好調店舗の改装による収益性向上に取り組むとともに、新規出店については開発担当者をアサインし、空室率・賃料相場といった賃貸オフィスのマクロ情報をモニタリングしつつ、当社のターゲットとなるような個別物件の空き情報・賃料等の収集や、周辺エリアにおける競合企業の出店状況・価格帯・サービス内容・集客状況等を適宜把握しながら、省人化を進めた新モデル貸会議室を軸に出店することで、収益力向上とさらなるノウハウの蓄積に注力するとともに適切なタイミングで新規出店を進めてまいります。

### b. 付加価値サービスの見直し・拡充による利益率の向上

単に貸会議室の提供のみに留まらず、各種割引サービスの拡大やキャンペーンの実施、ケータリングサービスの拡充、利用可能時間帯の拡大等顧客ニーズを的確に捉えたサービスを提供してまいります。

### c. AIとIoTを駆使した営業・予約の最適化

予約システムを含むオペレーションシステムを継続的に改善し、利用者にとってより高い利便性の向上と、会議室予約の重複、また利用のキャンセルを極力減少させてまいります。また、新モデル貸会議室の新規出店や既存店を含む各会議室の運営の省人化・効率化により稼働や利益率改善を進めてまいります。

## ・全社に共通する事業上及び財務上の課題

### a. 人的資本経営の推進

当社は、持続的な企業価値の向上のため、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる環境整備が不可欠であると認識しており、人材の採用・育成及び社内環境整備に関する方針を定め、人的資本への投資を推進しております。しかしながら、当該方針に関する具体的な指標の内容、当該指標を用いた目標及び実績の記載につきましては、現時点において以下の理由により設定することが困難であると判断しており、具体的に記載しておりません。

(指標、目標等を設定し、記載することが困難な理由)

当社は現在、主力事業である月極イノベーション事業等において、AI等の先進テクノロジーを活用した高収益モデルへの構造転換を迅速に進めております。それに伴い、2026年2月の本社拡張移転をはじめ、M&A等も見据えた組織体制の再構築、及び研修体制や勤務体系の抜本的な改定など、経営基盤の刷新を図っている過渡期にあります。

このように、事業の急速な成長とビジネスモデルの変革に伴い、当社が求める人材のポートフォリオ（エンジニアやAI専門人材、マネジメント層等の要件）や人員構成が極めて流動的かつダイナミックに変化している環境下にあります。このような状況下において、現時点で、例えば特定の時点における女性管理職比率や中途採用比率等、中長期的な画一的数値目標を設定し公表することは、事業環境の変化に合わせた機動的かつ最適な人員配置・組織再編の妨げとなる恐れがあります。さらに、設定した目標値や実績値が短期間で事業の実態と乖離する可能性が高く、結果として投資家の皆様の適切な投資判断に資する有用な情報（比較可能性や進捗の評価）を提供することにはならないと判断しております。

(今後の対応) 現在は、上記方針に基づき、個と組織の成長を促すための「人材育成の土壌作り（研修体制の構築、勤務体系の改定等）」に対する投資を最優先で実行しております。今後、これらの人的資本投資を通じて組織基盤の再構築が一定の定着を見せ、当社のビジネスモデルに必要な人材ポートフォリオの要件が明確になった段階において、当社の実態に真に即した重要指標（KPI）を特定し、適切な目標設定と開示を速やかに行ってまいります。

## b. コンプライアンスの徹底

法令遵守の徹底や高い倫理観、人権意識に基づく企業活動の実践により、社会から信頼され続ける企業として、社会的使命を果たしてまいります。そのためにも、定期的なコンプライアンス研修の開催等役職員一丸となって公正な事業活動を推進してまいります。

## c. 財務上の課題について

当社では、月極イノベーション事業においては「アットパーキングクラウド」における新規顧客獲得のための広告宣伝費や営業代行費用、社内の営業人員の拡充といった先行投資を行い、ビルディングイノベーション事業においては2025年10月に五反田で新規出店を行っております。各事業の先行投資に関しては、今後の資金繰りに支障がないように取引金融機関とも連携して返済及び調達を行っており、投資の結果として「アットパーキングクラウド」の売上高も伸長しており、収益力も高まっております。そのため、現時点で財務上の課題は認識しておりません。

今後も売上高の継続的な成長と業務の効率化を通じて当期純利益の拡大を図るとともに、営業活動によるキャッシュ・フローの水準と投資とのバランスを注視し、金融機関との協議を継続することで引き続き十分な運転資金を確保できるものと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                     | 2022年度<br>第23期 | 2023年度<br>第24期 | 2024年度<br>第25期 | 2025年度<br>(当期) 第26期 |
|-----------------------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売 上 高                                   | 1,647,992 千円   | 2,056,408 千円   | 2,367,523 千円   | 2,759,255 千円        |
| 経常利益又は経常損失 (△)                          | △394,634 千円    | 11,710 千円      | 155,063 千円     | 260,423 千円          |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                        | △371,891 千円    | 77,869 千円      | 130,952 千円     | 246,937 千円          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 当 期 純 損 失 (△) | △225.78 円      | 47.02 円        | 72.70 円        | 129.04 円            |
| 総 資 産                                   | 1,748,655 千円   | 1,838,204 千円   | 2,430,572 千円   | 2,884,716 千円        |
| 純 資 産                                   | 173,651 千円     | 251,520 千円     | 777,136 千円     | 1,027,586 千円        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額                        | △535.15 円      | 151.88 円       | 406.41 円       | 535.59 円            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は2023年12月6日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第23期(2022年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容

| 事 業                   | 事 業 内 容                                                                                    |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 月 極 イ ノ ベ ー シ ョ ン 事 業 | 月極駐車場の仲介<br>月極駐車場サブリースの企画開発・運営<br>アットパーキングクラウドの企画開発・運営<br>月極駐車場の滞納保証事業                     |
| ビルディングイノベーション事業       | 遊休資産を活かすサービス提供<br>貸会議室の企画開発・運営<br>レンタルオフィスの企画開発・運営<br>プロパティマネジメント、ファシリティマネジメント、ビルメンテナンスの運営 |

(注) 当事業年度末日の主要な事業内容を記載しております。

### (7) 主要な営業所

| 名 称     | 所 在 地                            |
|---------|----------------------------------|
| 東 京 本 社 | 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階             |
| 横 浜 支 店 | 神奈川県横浜市西区北幸1-8-4 日土地横浜西口第2ビル5階   |
| 大 阪 支 店 | 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16 関電不動産西梅田ビル7階 |

- (注) 1. 当事業年度末日の主要な営業所を記載しております。  
2. 東京本社は2026年2月24日に東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館5階に移転しております。

### (8) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 |
|---------|-----------|
| 73名     | +6名       |

- (注) 従業員には派遣社員、契約社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

### (9) 主要な借入先

| 借 入 先                   | 借 入 額      |
|-------------------------|------------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 150,000 千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 139,182 千円 |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行         | 97,220 千円  |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 24,650 千円  |

- (注) 当事業年度末日の借入金残高を記載しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位及び担当  | 重要な兼職の状況                                                                        |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 大竹 弘  | 取締役会長   | (株)大竹アンドパートナーズ代表取締役<br>(株)Aoba-BBT取締役（監査等委員）                                    |
| 増田 知平 | 代表取締役社長 | (株)ダイナエッグ代表取締役<br>一般社団法人不動産テック協会理事                                              |
| 竹内 聡  | 取締役CFO  |                                                                                 |
| 高野 茂久 | 取締役     | 日本セルフストレージ協会参与<br>(有)高野屋商店代表取締役<br>(有)アズ・イズ代表取締役<br>(株)すばる合資代表取締役<br>(株)美味礼讚取締役 |
| 富岡 正典 | 監査役     |                                                                                 |
| 大原 豊幸 | 監査役     | (株)大原会計事務所代表取締役                                                                 |
| 竹本 如洋 | 監査役     | 弁理士法人瑛彩知的財産事務所所長<br>弁理士法人山口・竹本知的財産事務所代表<br>弁理士法人Smarca代表                        |

- (注) 1. 取締役の高野茂久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の富岡正典氏、大原豊幸氏、竹本如洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の高野茂久氏、監査役の富岡正典氏、大原豊幸氏、竹本如洋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役の大原豊幸氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年3月28日をもって、取締役 小島圭介氏は任期満了により退任しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役の高野茂久氏、監査役の富岡正典氏、大原豊幸氏、竹本如洋氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度としております。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、増田知平氏、大竹弘氏、竹内聡氏、高野茂久氏、富岡正典氏、大原豊幸氏、竹本如洋氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。なお、当該補償契約では、役員職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害が補填されることとしております。当該保険契約の内容の概要等は以下のとおりです。

#### ① 被保険者の範囲

当社取締役、監査役

#### ② 被保険者の実質的な保険料負担割合

被保険者の保険料は、当社が全額負担しています。

#### ③ 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び株主代表訴訟を含む争訟費用を補償することとしています。

#### ④ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由、被保険者の犯罪行為に起因する対象事由、法律に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由は、補填の対象とされない等の一定の免責事由があります。

### (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等については、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するように設計した報酬体系としております。取締役の個別の報酬設定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、同委員会にて各取締役の業務内容及び責任範囲等を総合的に勘案したうえで審議を行い、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年3月31日開催の第23回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。本株主総会終結時点の取締役は4名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年3月31日開催の第23回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。本株主総会終結時点の監査役は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 75,240<br>(1,800)  | 75,240<br>(1,800)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,850<br>(11,850) | 11,850<br>(11,850) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |

(注) 当社の取締役及び監査役の報酬等は、月齢の固定報酬である基本報酬のみであり、業績連動報酬等や非金銭報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 高野 茂久

ア. 重要な兼職先の状況

日本セルフストレージ協会参与

(有)高野屋商店代表取締役

(有)アズ・イズ代表取締役

(株)すばる合資代表取締役

(株)美味礼讚取締役

高野茂久氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当ありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任後に開催の取締役会、全12回のうち12回に出席し、長年に渡る経営者としての知識と経験に基づき、事業戦略やコーポレート・ガバナンス等について意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- ② 監査役 富岡 正典
- ア. 重要な兼職先の状況  
該当ありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会、全17回のうち17回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。必要に応じて監査役としての専門的知見からの発言を行っております。
- ③ 監査役 大原 豊幸
- ア. 重要な兼職先の状況  
㈱大原会計事務所代表取締役  
大原豊幸氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会、全17回のうち17回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。必要に応じて税理士としての専門的知見からの発言を行っております。
- ④ 監査役 竹本 如洋
- ア. 重要な兼職先の状況  
弁理士法人瑛彩知的財産事務所所長  
弁理士法人山口・竹本知的財産事務所代表  
弁理士法人Smarca代表  
竹本如洋氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会、全17回のうち17回に出席し、監査役会全13回のうち12回に出席いたしました。必要に応じて弁理士としての専門的知見からの発言を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

みおぎ監査法人

(2) 報酬等の額

|                          | 支払額      |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 15,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、みおぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、みおぎ監査法人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)        |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産          | 2,425,412 | 流動負債          | 1,712,489 |
| 現金及び預金        | 1,521,074 | 買掛金           | 2,618     |
| 売掛金           | 60,958    | 短期借入金         | 81,982    |
| 貯蔵品           | 732       | 一年内償還予定の社債    | 10,000    |
| 前払費用          | 110,936   | 一年内返済予定の長期借入金 | 233,400   |
| 未収入金          | 174,423   | リース債務         | 1,531     |
| 預け金           | 618,246   | 未払金           | 156,050   |
| その他の金         | 6,426     | 未払法人税等        | 6,572     |
| 貸倒引当金         | △67,386   | 未払消費税等        | 1,304     |
| 固定資産          | 459,303   | 未払費用          | 57,470    |
| 有形固定資産        | 51,588    | 契約負債          | 80,124    |
| 建物附属設備(純額)    | 42,710    | 預り金           | 917,688   |
| 工具、器具及び備品(純額) | 7,762     | 前受収益          | 73,446    |
| リース資産(純額)     | 1,115     | 賞与引当金         | 11,344    |
| 無形固定資産        | 22,514    | 保証履行引当金       | 6,608     |
| ソフトウェア        | 22,514    | その他の他         | 72,346    |
| その他の他         | 0         | 固定負債          | 144,640   |
| 投資その他の資産      | 385,200   | 社債            | 20,000    |
| 投資有価証券        | 28,847    | 長期借入金         | 95,670    |
| 出資            | 65        | リース債務         | 765       |
| 敷金            | 216,446   | 資産除去債務        | 28,205    |
| 繰延税金資産        | 94,193    | 負債合計          | 1,857,130 |
| その他の          | 45,648    | (純資産の部)       |           |
|               |           | 株主資本          | 1,026,761 |
|               |           | 資本            | 58,500    |
|               |           | 資本剰余金         | 590,370   |
|               |           | 資本準備金         | 377,106   |
|               |           | その他資本剰余金      | 213,264   |
|               |           | 利益剰余金         | 377,890   |
|               |           | その他利益剰余金      | 377,890   |
|               |           | 繰越利益剰余金       | 377,890   |
|               |           | 評価・換算差額等      | 825       |
|               |           | その他有価証券評価差額金  | 825       |
|               |           | 純資産合計         | 1,027,586 |
| 資産合計          | 2,884,716 | 負債・純資産合計      | 2,884,716 |

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 2,759,255 |
| 売上原価         |        | 1,128,310 |
| 売上総利益        |        | 1,630,945 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,388,851 |
| 営業利益         |        | 242,093   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 1,599  |           |
| 補助金収入        | 20,050 |           |
| 営業債務消滅益      | 6,173  |           |
| その他          | 408    | 28,232    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 6,693  |           |
| 社債利息         | 377    |           |
| 支払手数料        | 230    |           |
| その他          | 2,601  | 9,901     |
| 経常利益         |        | 260,423   |
| 特別損失         |        |           |
| 減損損失         | 6,631  | 6,631     |
| 税引前当期純利益     |        | 253,792   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,816  |           |
| 法人税等調整額      | 37     | 6,854     |
| 当期純利益        |        | 246,937   |

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ハッチ・ワーク  
取締役会 御中

みおぎ監査法人  
東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 横手 宏典

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高野 将一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハッチ・ワークの2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社ハッチ・ワーク 監査役会  
常勤社外監査役 富岡正典 ㊟  
社外監査役 大原豊幸 ㊟  
社外監査役 竹本如洋 ㊟

以上



株主各位

第26回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

|                 |      |
|-----------------|------|
| 会社の新株予約権等に関する事項 | 32 頁 |
| 会社の体制及び方針       | 33 頁 |
| 株主資本等変動計算書      | 37 頁 |
| 計算書類の個別注記表      | 38 頁 |

株式会社ハッチ・ワーク

## 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

・新株予約権の数

1,103個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 110,300株（新株予約権1個につき100株）

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価額）  | 行使期間                        | 個数   | 保有者数 |
|-------------------|-----------|-----------------------------|------|------|
| 取締役<br>（社外取締役を除く） | 第3回（190円） | 2020年12月26日<br>～2028年12月25日 | 600個 | 1名   |
|                   | 第4回（500円） | 2021年12月26日<br>～2029年12月25日 | 122個 | 1名   |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は監査役会設置会社であります。取締役会は、経営及び業務執行に係るすべての重要事項について審議・決定を行うとともに、職務執行に関する取締役相互の監視と監督を行っております。

また、当社は内部統制システムを整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会にて決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」をはじめとする社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

また、管理担当取締役が中心となって管理部総務グループとともに研修及びマニュアルの作成・配布を行うこと等により、役職員に対しコンプライアンスの知識向上にも努めております。

さらに監査役による取締役の業務執行の監視に加え、内部監査担当者が内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を定期的に行い、代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき書面及び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。また、法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスク管理に関する統括責任者は代表取締役社長とし、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会とともに、リスク管理体制の構築・運用及び各部門間の連携強化等リスク管理を統括的に推進しております。

各部門においては、内在するリスクの識別・分析・評価を行い、部門としてのリスク管理を実施するとともに、管理担当取締役を通じて取締役会及び監査役会に報告しております。

取締役会は、リスク管理組織として業績に大きな影響を与えるリスクに対して、発生時の損失を最小限に留めるため、必要な対応方針を予め検討しております。

また、内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。

また、事業計画を定めるとともに取締役間で共有し、会社として達成すべき業績目標及び評価方法を明確化することで、当該目標の達成に向けて各部門とともに効率的な達成方法を定めております。なお、計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析され、全社的な業務効率の向上を図っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置できるものとします。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。以上の体制により使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきと認めた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告することとしております。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。

代表取締役社長は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。また、取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。なお、監査役は内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告内部統制の基本方針書」に基づいて、毎年「財務報告に係る内部統制の評価計画書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないこととしております。整備状況に関しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処してまいります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は第24期から第26期で当期純利益を計上したものの、第21期から第23期までは当期純損失を計上しており、未だ内部留保が充実しているとはいえません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元を行うことを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2025年1月1日残高	56,900	375,506	213,264	588,770
事業年度中の変動額				
ストック・オプションの行使	1,600	1,600		1,600
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	1,600	1,600	-	1,600
2025年12月31日残高	58,500	377,106	213,264	590,370

(単位：千円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
2025年1月1日残高	130,952	130,952	776,623	512	512	777,136
事業年度中の変動額						
ストック・オプションの行使			3,200			3,200
当期純利益	246,937	246,937	246,937			246,937
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				312	312	312
事業年度中の変動額合計	246,937	246,937	250,137	312	312	250,449
2025年12月31日残高	377,890	377,890	1,026,761	825	825	1,027,586

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び2016年4月1日以降に取得の建物附属設備は定額法、それ以外は定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 保証履行引当金 滞納保証の履行による損失に備えるため、過去の履行損失率を勘案し、将来の損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 月極イノベーション事業

APクラウドサービスについては、月極駐車場オンライン管理システムを駐車場の管理会社及び駐車場利用者に展開し、管理会社からのシステム利用料や駐車場利用者から保証料を収受するサービスを提供しておりますが、サービスの提供義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務でありサービスの提供に応じて収益を認識しております。ただし、一部の契約においては、取引条件に基づき当該サービスの提供が完了した一時点で履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。なお、駐車場サブリース事業については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

(2) ビルディングイノベーション事業

貸会議室事業については、主に顧客に会議室の利用を提供するサービスを展開しておりますが、当該サービスは顧客が会議室の利用を完了した時点で、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約に基づく利用終了時点で収益を認識しております。なお、一部の形態の契約においては「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	51,588
無形固定資産	22,514
敷金及び保証金(※)	26,178
減損損失	6,631

(※) 原状回復費用に充てられるため回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、主として事業用資産については管理会計上の区分ごとに、将来の使用が見込まれない遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。収益性の低下や時価の下落等により減損の兆候があり、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、APクラウドサービスのAPクラウド登録台数及び会議室サービスの売上高見込みであり、過年度の実績、市場の開拓余地、現在見込まれる経営環境の変化等を考慮しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営環境等の企業の外部要因に関する情報を踏まえ、取締役会によって承認された事業計画等に基づいて行っておりますが、当該見積りには需要動向や将来の売上予測等の仮定を含むため、経営環境の変化等により売上高の大幅な減少が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 94,193千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングなど、将来の課税所得の十分性を考慮して判断しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、APクラウドサービスのAPクラウド登録台数及び会議室サービスの売上高見込みであり、過年度の実績、市場の開拓余地、現在見込まれる経営環境の変化等を考慮しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の発生時期及び金額の見積りは、実績並びに翌事業年度を含む事業計画を基礎としており、経営環境の変化等により実績の金額等が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による増加額9,257千円を変更前の資産除去債務に加算しております。また当該見積りの変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ6,221千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 321,154千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高（コミットメントライン残高）は次のとおりであります。

契約極度額	430,000千円
借入実行残高	81,982千円
差引額	348,017千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,918,600株
2. 配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 110,300株

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	23,874千円
減価償却超過額	26,038千円
敷金	25,167千円
未払事業所税	2,309千円
保証履行引当金	2,341千円
税務上の繰越欠損金	175,614千円
その他	19,647千円
繰延税金資産小計	274,993千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△94,834千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△83,888千円
評価性引当額小計	△178,722千円
繰延税金資産合計	96,271千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	285千円
資産除去債務に対応する除去費用	1,792千円
繰延税金負債合計	2,077千円
繰延税金資産の純額	94,193千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	—	—	175,614	175,614
評価性引当額	—	—	—	—	—	△94,834	△94,834
繰延税金資産	—	—	—	—	—	80,779	80,779

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額です。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入及び社債により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い定期預金で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資金であり、組入れられた株式の発行体の経営状況並びに財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。敷金は、建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資事業有限責任組合への出資については、定期的に組合の決算書入手し、組合の財務状況や運用状況を把握することでリスクを管理しております。敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品は、次表には含まれておりません(注1)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金(※2)	172,211	132,388	△39,823
資産計	172,211	132,388	△39,823
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	30,000	29,272	△727
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	329,070	327,764	△1,305
(3) リース債務(流動負債及び固定負債)	2,296	2,296	—
負債計	361,366	359,334	△2,032

(※1) 「現金及び預金」は注記を省略しており、「売掛金及び契約資産」「未収入金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 貸借対照表における敷金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注1) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2025年12月31日
投資事業有限責任組合出資金	28,847
出資金	65

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,521,074	—	—	—
売掛金	60,958	—	—	—
未収入金	174,423	—	—	—
預け金	618,246	—	—	—
合計	2,374,702	—	—	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	10,000	10,000	—	—	—
長期借入金	233,400	65,170	30,500	—	—	—
リース債務	1,531	765	—	—	—	—
合計	244,931	75,935	40,500	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 敷金	—	132,388	—	132,388
資産計	—	132,388	—	132,388
① 社債 (1年内償還予定を含む)	—	29,272	—	29,272
② 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	327,764	—	327,764
③ リース債務 (流動負債及び固定負債)	—	2,296	—	2,296
負債計	—	359,334	—	359,334

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

① 敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

負 債

① 社債、② 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

③ リース債務 (流動負債及び固定負債)

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	月極 イノベーション 事業	ビルディング イノベーション 事業	計		
APクラウドサービス	1,302,490	—	1,302,490	—	1,302,490
APソリューションサービス	122,625	—	122,625	—	122,625
会議室サービス	—	780,135	780,135	—	780,135
オフィスサービス	—	99,532	99,532	—	99,532
その他	—	—	—	9,695	9,695
顧客との契約から生じる収益	1,425,116	879,668	2,304,784	9,695	2,314,480
その他の収益(注2)	335,307	109,468	444,775	—	444,775
外部顧客への売上高	1,760,423	989,136	2,749,560	9,695	2,759,255

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム受託開発事業を含んでおります。

(注2) 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる、APソリューションサービス、会議室サービス(転貸会場)、オフィスサービス(自社運営会場)から得られる収益を主とした賃料収入等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表(重要な会計方針)4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	61,289
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	60,958
契約資産（期首残高）	3,155
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	82,509
契約負債（期末残高）	80,124

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	535円59銭
1 株当たり当期純利益	129円04銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。